

令和6年度第一回横浜市学校保健審議会 次第

日時：令和7年2月28日(金) 午後6時00分～

場所：Zoom 開催

横浜市庁舎 18階 なみき 16・17 会議室

1 開会

2 委員紹介

3 議事

(1) 会長及び副会長の選出

(2) 会議録確認者の指名

(3) 報告事項

ア 学校保健関係について

イ 学校安全部会の開催状況等について

ウ 横浜市市有地を活用した中学校給食事業検討部会の開催状況等について

(4) その他

4 閉会

○ 配付資料

- ・ 委員名簿
- ・ 横浜市学校保健審議会条例
- ・ 横浜市学校保健審議会運営要領
- ・ 横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱
- ・ 学校保健関係について
- ・ 学校安全部会について
- ・ 横浜市市有地を活用した中学校給食事業検討部会について

横浜市学校保健審議会委員名簿

(委員)

(順不同)

氏名	性別	選出区分	役職名
ものべ 博文 物部 博文	男	学識経験者	横浜国立大学教育学部教授
すずき ゆうこ 鈴木 裕子	女	学識経験者	国士舘大学文学部教育学科教授
みずたに たかし 水谷 隆史	男	学校保健関係者	横浜市医師会常任理事
あまがい とおる 天貝 徹	男	学校保健関係者	横浜市医師会常任理事
あらき としや 荒木 敏哉	男	学校保健関係者	横浜市歯科医師会常務理事
あぶらたに ゆみ 油谷 由美	女	学校保健関係者	横浜市薬剤師会常務理事
まつもと まさたけ 松本 雅威	男	学校保健関係者	横浜市PTA連絡協議会副会長
かたやま さとみ 片山 里美	女	学識経験者	弁護士
さとう みのり 佐藤 みのり	女	学識経験者	弁護士
さとう ゆたか 佐藤 豊	男	学識経験者	桐蔭横浜大学スポーツ科学部 スポーツ教育学科教授
うめざわ あきひさ 梅澤 秋久	男	学識経験者	横浜国立大学教育学部教授

任期：令和7年2月1日～令和9年1月31日

(臨時委員)

(順不同)

氏名	性別	選出区分	役職名
いでぐち まなぶ 井手口 学	男	学識経験者	横浜国立大学非常勤講師
ほりい まきみち 堀井 雅道	男	学識経験者	国士舘大学文学部教育学科准教授
うきがい あきのり 浮貝 明典	男	学識経験者	特定非営利活動法人PDDサポートセンター グリーンフォレスト 地域生活支援部長
むらまつ けん 村松 謙	男	学識経験者	弁護士
せりざわ あんな 芹澤 杏奈	女	学識経験者	弁護士
わたなべ まさき 渡邊 正樹	男	学識経験者	東京学芸大学 名誉教授

任期：令和7年2月1日～令和8年1月31日

○横浜市学校保健審議会条例

昭和39年6月10日

条例第72号

改正 平成16年12月24日条例第79号

平成29年10月5日条例第40号

横浜市学校保健審議会条例をここに公布する。

横浜市学校保健審議会条例

(設置)

第1条 横浜市立学校（以下「学校」という。）における保健、安全の管理及び教育を適正に行うため、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、横浜市学校保健審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平16条例79・一部改正）

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 学校の児童、生徒及び教職員（以下「児童等」という。）の保健管理に関すること。
- (2) 児童等の伝染病の予防及び食中毒の防止に関すること。
- (3) 児童等の精神衛生に関すること。
- (4) 保健教育に関すること。
- (5) 学校における安全管理に関すること。
- (6) 安全教育に関すること。
- (7) 学校環境の整備に関すること。
- (8) その他学校保健の振興に関すること。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員は、学識経験のある者、学校保健関係者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が任命する。
- 4 臨時委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が任命する。

(平29条例40・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員の任期は、その都度教育委員会が定める。

(平29条例40・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 教育委員、教育長及び教育委員会事務局職員は、必要に応じ、会議に出席し、発言することができる。

(平29条例40・一部改正)

(部会)

第6条の2 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員又は臨時委員10人以内をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 5 第5条第3項の規定は部会長の職務について、前条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第5条第3項並びに前条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項及び前条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と

と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平29条例40・追加)

(関係者の出席等)

第6条の3 会長又は部会長は、それぞれ審議会又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(平29条例40・追加)

(幹事及び書記)

第7条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。
- 4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(平29条例40・一部改正)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行後最初の審議会の招集は、教育委員会が行なう。

附 則 (平成16年12月条例第79号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市学校保健審議会条例第3条第4項の規定により横浜市学校保健審議会の特別委員に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市学校保健審議会条例第3条第4項の規定により横浜市学校保健審議会の臨時委員に任命された者とみなす。

横浜市学校保健審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市学校保健審議会条例（昭和39年6月横浜市条例第72号）に基づく横浜市学校保健審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事日程)

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長が必要と認めるとき、又は委員からの発議があったときは、会長は、会議に諮り討議を行わないで、議事日程を変更することができる。

(開会等)

第3条 審議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定数に満たないとき、又は会議中出席者が定足数を欠けたときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

(議事の運営)

第4条 議事の運営は、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序によるものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

(発言及び採決)

第5条 会議において発言しようとするものは、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言しなければならない。

2 会長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討議を行わないで、これを決定するものとする。

3 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

(会議録)

第6条 審議会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

(1) 開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

(3) 議事日程等

(4) 議案に関する議事及び議決の状況

(5) 議案及び関係資料

(6) その他審議会が必要と認める事項

2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、審議会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得

る場合又は次回の会議開催まで1箇月以上を要する場合においては、審議会があらかじめ指名した者の確認を得ることとすることができる。

(審議会会議の公開)

第7条 審議会会議は公開とする。

- 2 審議会会議の傍聴を希望する者は、会議当日、会場の受付で受付簿に氏名、年齢及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。
- 3 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(会議資料の配布)

第8条 審議会会議を公開するときは、会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)に会議資料を配布するものとする。この場合において、傍聴者に配布する会議資料の範囲は会長が定める。

(秩序の維持)

第9条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第10条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第11条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長はその旨宣告するものとする。

- 2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(部会)

第12条 前各条の規定は、部会会議について準用する。この場合において、本要領中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(部会の議決)

第13条 横浜市学校保健審議会条例第6条の2第6項に定める部会議決については、

事前に審議会の承認をもって、審議会の議決とすることができる。

附 則

この要領は、平成14年1月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月25日から施行する。

横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱

制 定 平成12年 6 月

最近改正 平成24年 3 月

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づく附属機関の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする会議)

第2条 この要綱の対象とする会議は、次に定める機関の会議とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関
- (2) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき設置された附属機関

(会議開催の事前公表)

第3条 附属機関の会議の開催に当たっては、当該会議の開催の日前7日までに、次に掲げる事項を記載した会議案内（様式第1号）を、市役所掲示板（当該附属機関の会議が通常の場合において、区で開催されるときは、当該区役所掲示板）に掲示し、併せてホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に附属機関の会議を開催するときは、開催の決定後、速やかにこれを行うものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別
- (5) 傍聴を認める者の定員（公開する場合のみ）
- (6) 傍聴の申込方法（公開する場合のみ）
- (7) 問合せ先

2 前項の会議案内は、横浜市市民情報センター（当該附属機関の会議が通常の場合において、区で開催されるときは、当該区役所総務部区政推進課広報相談係）に備え置き、市民の閲覧に供するものとする。

(非公開等の決定)

第4条 附属機関の長は、当該附属機関の会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。

2 前項の場合において、附属機関の長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

（理由等の会議録への記録等）

第5条 附属機関の会議の一部又は全部を非公開とした場合には、その旨を第8条に定める会議録に記録するものとする。

（会議の傍聴等）

第6条 附属機関の会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 前項の場合において、附属機関は、傍聴を認めるものの定員を定めることができる。

3 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とするものとする。ただし、附属機関が必要と認めるときは、抽選によることができる。

4 附属機関は、会議の公開に当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続その他必要な事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

（会議資料の提供）

第7条 附属機関の会議が公開されるときは、傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等については、会場に備え、閲覧できるようにするものとする。

（会議録の写しの閲覧）

第8条 附属機関は、会議を公開した場合においては、当該会議に係る会議録（横浜市附属機関設置運営要綱第5条第3項に規定する会議録をいう。）の写し等を、会議録の確定後、担当課及び横浜市市民情報センターにおいて1年間閲覧に供するとともに、ホームページへ掲載するものとする。

（運営状況の報告）

第9条 附属機関は、毎年1回、次に掲げる事項について取りまとめ、様式第2号により、市民局長に報告するものとする。

- (1) 会議の開催状況
- (2) 公開された会議の議題及び回数
- (3) 非公開とされた会議の議題及び回数
- (4) 各回の傍聴者数

2 市民局長は、毎年1回、附属機関の会議の公開に関する状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

(附属機関の長が選任されていない場合の特例)

- 2 附属機関の長が選任されていない場合は、当該附属機関の会議は、公開で行うものとする。この場合において、附属機関の長が選任されたときは、会議の非公開等の決定は、第4条に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成15年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条）

会 議 案 内

開催日時	会 議 名	開催場所	議 題	公開・ 非公開の別	傍聴者 の定員	傍聴の申込方法	問合せ先
平成 年 月 日 時から 時まで	第 回		1 2 3		人		局 課 電話 ()

様式第2号（第9条）

年 月 日

市 民 局 長

局 区 長

年度附属機関の会議の公開に関する運営状況について（報告）

標記について、次のとおり報告します。

1 附属機関の名称

2 運用状況の概要

会議の開催回数（a）	公開された会議の回数（b）	非公開とされた会議の回数 （同一会議で一部公開とした場合は内数）	傍聴者数 （合計）	公開率 （b / a）
回	回	回	人	約 . %

3 内訳

開催日	議 題	公開・非公開の別	傍聴者数
月 日			

1. ゲーム障害・ネット依存の取組報告

(1) 概要

令和2年度のゲーム障害・ネット依存実態調査の結果と、その後の横浜市学校保健審議会の部会からの提言を踏まえ、令和4年度は市役所内の関係局でプロジェクトチームを設置しました。プロジェクト内で検討した結果、令和5年度は協力校において他校に先行して啓発・予防のモデル事業を実施しました。令和6年度も同様に同一校で本モデル事業を実施しましたので、その報告になります。

(2) 令和6年度モデル実施校（5年度と同様の2校）

ア. 横浜市立屏風浦小学校

- ・ゲーム・ネットと上手に付き合っていく方法を考えられるよう、教育委員会作成リーフレットを活用した3年生対象の授業や講師（久里浜医療センター）による講演会、情報モラルの育成から6年間を通しての企業や警察の出前講座を実施。学校保健委員会での話し合いなどを実施
- ・児童が考えた実践内容としては、「おうちの人と相談して時間を決める」「タイマーをかけて時間を忘れないようにする」「ゲーム以外のことをして楽しむ」などがあった。
- ・取組前後に行ったアンケートでは、「利用の際の約束の必要性を感じている」「ゲームやネットに依存性があることを知っている」と回答した児童が増えた。

イ. 横浜市立森の台小学校

- ・屏風浦小と同様、授業や講演会（久里浜医療センター）、学校保健員会で話し合いなど実施
- ・学校保健委員会では、保健委員の児童が自分たちで台本を作り、ゲーム障害について全校に広める取組を行った。
- ・1日の使用時間、寝る前には使わないなどの約束事を決め、夏休み等で家族ぐるみで取り組むデジタルデトックスを実施

2. 令和7年度 教育委員会事務局予算概要【抜粋】 学校保健予算

16	学 校 保 健 推 進		取組内容 児童生徒等の健康の保持・増進のため、各種健康診断を実施します。また、学校保健安全法や学校環境衛生基準に基づき、学校保健を推進するため各種事業を実施します。 (1) 学校保健 318,548千円 (319,556千円) ① 児童・生徒等健康診断費 289,248千円 (290,796千円) 児童生徒を対象に健康診断、腎臓検診、結核検診、心臓検診及び翌年度小学校入学予定の児童を対象とした、就学時健康診断を実施します。 また、運動器（脊柱や四肢）の検診について、児童生徒、保護者、教職員等への啓発に取り組みます。 ② むし歯予防事業 27,500千円 (27,500千円) むし歯や歯肉炎予防のため、歯科衛生士による巡回歯科保健指導を実施し、学校歯科医や横浜市歯科医師会と連携しながら学校における歯科保健教育を推進します。 ③ 健康・安全教育推進事業【拡充】 1,800千円 (1,260千円) 児童生徒等を取り巻く健康課題について、学校が課題意識に応じて医師等の専門家を招き、外部講師として授業や講演会等を行います。 <開催校数 R6：84校→R7：120校>
本 年 度	725,299千円		
前 年 度	736,405千円		
差 引	▲ 11,106千円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国・県	24,996千円	
	その他	109,563千円	
	市債	-	
	一般財源	590,740千円	

学校安全部会について

1 概要

横浜市学校保健審議会は、部会を置くことができるとこととされています（横浜市学校保健審議会条例第6条の2第1項）。横浜市学校保健審議会の前回開催日である、令和5年5月24日以降の部会について報告します。

2 学校安全部会の開催状況

本審議会における部会は、部会長及び委員、臨時委員をもって組織（同条例第6条の2第2項及び第3項）され、教育委員会からの諮問に応じて調査審議を行います（同条例第2条）。

横浜市では、文部科学省の「学校事故対応に関する指針」に基づき、学校の管理下で事故が発生した場合に、本審議会の部会として、学校事故等の事案ごとに「学校安全部会」を設置し、各部会で調査審議を行うこととしています。

なお、学校安全部会については、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合（横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条ただし書）に該当するため、横浜市学校保健審議会運営要領第11条の規定に基づき、会議を非公開する取扱いとしています。

横浜市学校保健審議会の前回（令和5年度第一回）開催日である、令和5年5月24日から令和7年2月27日までの間、「学校安全部会」を2部会で合計12回開催し、調査審議を行いました。

【学校安全部会の状況】

年度	開催部会数	開催回数(総計)
令和5年度 (R5. 5. 24～R6. 3. 31)	2	8
令和6年度 (R6. 4. 1～R7. 2. 27)	2	4

横浜市市有地を活用した中学校給食事業検討部会について

1 趣旨

令和8年度からの市立中学校における全員給食の実施に向けて、事業予定者の選定及び事業開始後における事業評価を適正に行うために横浜市学校保健審議会（以下「審議会」という。）の部会として設置された横浜市市有地を活用した中学校給食事業検討部会（以下「部会」という。）の開催状況について報告します。

2 部会の概要

本市では、8年度から市立中学校における全員給食が開始します。これに向けた供給体制を確保するため、市有地を活用して民設民営方式により工場を新設し、給食の調理・配送等業務を行う事業者を公募型プロポーザル方式によって選定するに当たり、募集要項、評価基準その他必要な事項について専門の事項を審議するために部会を設置しました。

なお、部会を設置することについては、前回の審議会（令和5年5月24日開催）で報告しています。

3 開催状況

5年度及び6年度に計4回開催し、審議を行いました。議事内容等は下記のとおりです。

令和5年度

	開催日	議事内容
第1回	令和5年7月14日	事業者選定基準等について
第2回	令和5年12月22日	事業者選定について
第3回	令和6年1月16日	令和8年度からの衛生管理・危機管理対策について

令和6年度

	開催日	議事内容
第1回	令和6年4月24日	受託候補者の運営体制について

4 その他

設置要綱において「部会は、事業者の決定をもって、解散するものとする。」と規定しています。本件については委託契約が令和6年4月30日付で締結され、すでに事業者が決定しておりますので、部会は同日をもって解散しています。